



鳥取県公報

令和6年12月17日（火）
第9655号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 指定自立支援医療機関の指定（669）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
- 土地改良区の定款の変更の認可（670）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
- ◇ 公 告 農地を利用する権利の設定の裁定（経営支援課）・・・・・・・・・・ 2

告 示

鳥取県告示第669号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
株 式 会 社 V i t a R	鳥取市気高町新町 二丁目143	H I R O G A R I 訪問看護リハビリ ステーション	鳥取市気高町新町 二丁目143	精神通院医療	令和7年1月 1日

鳥取県告示第670号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大山開拓中山町地区土地改良区の定款の変更を令和6年12月9日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年12月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和6年12月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
倉吉市蔵内字五反田106-1	田	182
倉吉市蔵内字高畑183		818
倉吉市蔵内字高畑186		586
八頭郡八頭町船岡字西法寺1710		1,510

2 利用権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続 期間	借賃に相当する補償金の 額（円）
倉吉市蔵内字五反田106-1	田	令和7年1月	11年	0
倉吉市蔵内字高畑183				
倉吉市蔵内字高畑186				
八頭郡八頭町船岡字西法寺1710		令和7年2月	10年	75,500

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

理事長 西尾 博之

鳥取市東町一丁目271

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。

5 補償金の支払の方法

倉吉市に所在する農地については該当なし。

八頭町に所在する農地については、利用権の始期までに、鳥取地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付について

倉吉市に所在する農地については該当なし。

八頭町に所在する農地の所有者等は、鳥取地方法務局において、供託された補償金の還付を請求することができる。